

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和8年7月1日

公益財団法人奈良県人権センター

理事長 西村 高則

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件名

奈良県人権センター中研修室ほか空調機器更新工事

2 履行場所

奈良市大安寺一丁目23番1号

3 業務内容

仕様書のとおり

4 履行期間

契約締結日から令和9年1月31日まで

5 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「G1電気設備機器」に登録している者であること。
- (4) 公告日より過去5年間において、国又は地方公共団体を契約の相手方として、この公告に示した調達と同種と認める1件あたり100万円以上の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

第3 入札書の提出場所等

1 契約を担当する部課等の名称および問い合わせ先

〒630-8133 奈良市大安寺一丁目23番1号
奈良県人権センター事務室
電話番号 0742-62-5501（直通）

2 入札説明書の交付方法

(1) 交付方法

ア 1に示す場所における交付

イ 奈良県人権センターのホームページからのダウンロード
(<http://web1.kcn.jp/jinken-c>)

(2) 交付期間

公告日から同年7月10日（金）まで（（1）アに示す方法による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の9時から17時まで（12時から13時までを除きます。）に限ります。）

3 入札説明会の開催

実施しません。

4 入札の日時及び場所

場所 奈良県人権センター会議室2

日時 令和8年7月23日（木） 10時から

5 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便で表封筒中に「奈良県人権センター大研修室空調機器更新入札書」と朱書きし、入札書を入れた中封筒を入れて令和8年7月22日（水）17時までに到着するようにしてく

ださい。なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目）入札に係る入札書の郵便を認めるものとします。

第4 その他

1 入札保証金

免除します。

2 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書きの規定（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者）に該当する場合は、免除します。

3 参加者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、令和8年7月10日（金）の17時までに第2の（4）を証明する書類を第3の1に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。
- (2) (1)の書類を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

4 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則（昭和39年5月25日奈良県規則第14号）第7条に該当する入札、入札書記載の価格を加除訂正した入札及びその他、入札に関する条件に違反した入札のいずれかに該当する入札は、無効とします。

5 契約書作成の要否

要します。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

7 契約の不締結

落札通知後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

8 契約の解除

契約締結後、契約者について7の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由

があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、7の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

9 その他

詳細は、仕様書及び入札説明書によります。